

奈良市公報

第 230 号

平成20年3月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則 1

告 示

○一般競争入札の実施 1

○市有財産の公売 2

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始 5

○コミュニティ住宅附設駐車場使用者の募集 5

○放置自転車等の保管 5

○交付要求通知書の公示送達 6

○住居番号の設定 6

○都市計画地区計画の案の公衆縦覧 6

○放置自転車等の保管 6

○一般競争入札の実施 6

○町の区域の変更 7

○予防接種の実施の一部改正 8

○生活保護法の規定による医療機関の指定 8

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 8

○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出 8

○放置自転車等の保管 8

○放置自転車等の処分 8

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 9

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出(2件) 9

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出 10

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出 11

○放置自転車等の保管(2件) 11

○市有財産の公売の一部訂正 11

○放置自転車等の保管(2件) 11

○奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示 12

○放置自転車等の保管 13

公 営 企 業

○奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程 13

○一般競争入札の実施 13

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定(2件)

..... 14

○一般競争入札の実施 15

消 防

○奈良市消防音楽隊規程の一部を改正する訓令 15

教 育 委 員 会

○奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 18

○奈良市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則 18

選 举 管 理 委 員 会

○奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 18

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧 18

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧 18

農 業 委 員 会

○農地部会の招集 18

規 則

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第3号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項戸籍住民記録係の部分に次の1号を加える。

(13) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく事務処理すること。

第2条の3第3項住民係の部分の第16号中「(平成14年法律第153号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年2月1日掲示済)

告 示

奈良市告示第50号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に

奈良市公報

平成20年3月1日
(土曜日)

第230号

より公告します。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

道路改良工事（月ヶ瀬尾山地内・尾山長引線）ほか38件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年2月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札

1号物件

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年2月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年2月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第51号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原昭
1 公売物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市北之庄町	723-24	雑種地	899m ²	899.56m ²	34,633,000円

2号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市都祁こぶしが丘	3535-174	山 林	6,969m ²	6,974.43m ²	2,092,000円

3号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市東之阪町	416-24	宅 地	306.27m ²	306.27m ²	9,801,000円

4号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市七条西町二丁目	895-5	雑種地	597m ²	597.87m ²	
奈良市七条西町二丁目	896-3	雑種地	362m ²	362.48m ²	17,157,000円

5号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市押熊町	2112-1	溜 池	1,306m ²	1,306.37m ²	
奈良市押熊町	2112-2	堤 塘	163m ²	163.18m ²	
奈良市押熊町	2129-1	溜 池	489m ²	489.26m ²	
奈良市押熊町	2129-2	堤 塘	98m ²	98.65m ²	45,264,000円

6号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市あやめ池北一丁目	1236-1	溜 池	1,217m ²	1,217.29m ²	
奈良市あやめ池北二丁目	1230-11	雑種地	70m ²	70.81m ²	64,405,000円

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 成年被後見人
- イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者
- ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人
- エ 不動産の取得に関し同意権付与の審判を受けた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助人の同意を得ないもの
- オ 破産者で復権を得ないもの

(2) 市町村税完納者でない者

- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2

第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者
- キ 上記ア～カのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者

又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

(1) 日時 平成20年2月1日(金)から平成20年2月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課(北棟5階)

4 入札申込受付の日時及び申込方法

(1) 日時 平成20年2月1日(金)から平成20年2月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送により申込みを行う場合は、平成20年2月20日(水)必着

(2) 申込方法 持参又は郵送(簡易書留又は配達記録郵便に限る。)

持参の場合

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課(北棟5階)

郵送の場合

【送り先】〒630-8580 奈良市役所内郵便局留

奈良市役所 総務部 管財課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成20年3月7日(金)

(入札時間) 1号物件 午前9時30分から
2号物件 午前10時00分から
3号物件 午前10時30分から
4号物件 午前11時00分から
5号物件 午前11時30分から
6号物件 正午から

(2) 開札の日時 入札締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 北棟5階 第21会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に銀行振出小切手(奈良手形交換所に加盟する金融機関が振り出す保証小切手で、発行日から14日以内のものに限る。)で納付してください。この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札保証金を当日持参しない者による入札
- (5) 入札保証金が不足する入札

(6) 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印を欠く入札

(7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札

(9) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札

(10) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(11) 入札金額を訂正した入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は市有財産公売公告及び案内書を熟読のうえ入札してください。

(2) 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。

(3) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとします。

(4) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出してください。

(5) 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。

(6) 入札締め切り後は入札することができません。

(7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

9 条件

(1) 物件は現状のままとします。

(2) 取得した物件の利用に当たっては、環境基本法(平成5年法律第91号)第3条、第8条及び第9条を遵守してください。

(3) 売買物件を次の用途に供さないでください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する事務所

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所

(4) 土地利用等については、関係機関及び周辺自治会等と十分協議を行い、建築物を建築するときは、自然景観及び地域内景観の保持に配慮して下さい。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金(落札金額の100分の10以上)を納入し、契約書その他必要な書類を提出してください。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札案内書によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (連絡先) 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部管財課 電話 0742-34-4724
(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第52号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
あやめ池北幹線-115	奈良市あやめ池北三丁目1070-2	奈良市あやめ池北三丁目1139-5
敷島幹線-118	奈良市秋篠三和町一丁目360-4	奈良市秋篠三和町一丁目396-1
佐紀幹線-147	奈良市二条町一丁目49-3	奈良市二条町一丁目49-3
あやめ池南幹線-453	奈良市若葉台四丁目239-3	奈良市若葉台四丁目242-5
あやめ池南幹線-454	奈良市菅原町632-2	奈良市宝来町944-1
あやめ池南幹線-455	奈良市菅原町636-2	奈良市菅原町647-4
あやめ池南幹線-456	奈良市宝来町944-1	奈良市菅原町647-4
あやめ池南幹線-457	奈良市宝来町944-1	奈良市宝来町959-1
あやめ池南幹線-458	奈良市菅原町636-2	奈良市菅原町641-2
あやめ池南幹線-459	奈良市宝来町944-1	奈良市菅原町641-2
あやめ池南幹線-460	奈良市宝来町944-1	奈良市宝来町954-4
平城幹線-13	奈良市三条大路二丁目543-5	奈良市三条大路二丁目529-2
大安寺第1幹線-210	奈良市杏町46-3	奈良市杏町46-11

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式**5 終末処理場の位置及び名称**

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第53号

第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者を次のとおり募集します。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第54号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

その関係図書は、平成20年2月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成20年2月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年2月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北三丁目、秋篠三和町一丁目、二条町一丁目、若葉台四丁目、菅原町、宝来町、三条大路二丁目及び杏町の各一部

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年2月1日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間	午前9時から午後4時30分まで
7 引取りのための必要事項	
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。	
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。	
ア 移動費 自転車 2,000円	
原動機付自転車 4,000円	
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
8 連絡先	
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課	
電話0742-34-1111代表	
	(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第55号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年2月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年2月1日掲示済)

奈良市告示第56号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年2月4日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年2月4日掲示済)

奈良市告示第57号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年2月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区

計画	近鉄西大寺駅南地区地区計画
2 決定に係る都市計画を定める土地の区域	奈良市西大寺南町及び西大寺国見町の各一部
3 縦覧場所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
	奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
4 縦覧期間	平成20年2月4日から平成20年2月18日まで
5 意見書の提出要領	この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年2月18日までに必着するように提出してください。 (平成20年2月4日掲示済)

奈良市告示第58号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年2月4日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年2月4日掲示済)

奈良市告示第59号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年2月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生する濃縮塩についてはローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによる吸引とし、カルシウム汚泥についてはコンテナ車（積載量10トン以下）によりそれぞれ回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
 - (2) 委託名称 濃縮塩・カルシウム汚泥運搬処理業務委託
 - (3) 委託期間 契約の日から平成20年3月31日まで

- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所
第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩(液状) 約5.75トン／日
カルシウム汚泥(脱水ケーキ) 約1.18
トン／日
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
 - (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
 - (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
 - (2) 日時 平成20年2月5日(火)から同月15日(金)
まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時
から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- なお、発注仕様書は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
 - (2) 日時 平成20年2月26日(火)午後1時30分から
- 5 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場)の設置許可証の写し
ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書
 - (2) 入札参加申請方法

平成20年2月5日(火)から同月15日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会(参加希望者対象)

平成20年2月13日(水)午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成20年2月18日(月)午前9時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年2月21日(木)に入札者の代表者に通知書を発送します。

9 その他

(1) その他詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所

電話 0742-63-6183(担当者)

0742-62-2976(事務所)

FAX 0742-62-4670

(平成20年2月5日掲示済)

奈良市告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成20年2月6日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりです。

平成20年2月5日

奈良市長 藤原昭

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
茗荷町	矢田原町(一部)	矢田原町乙28の一部、乙30の一部、乙31の一部、乙32の一部、1419、1420、1421並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部
矢田原町	茗荷町(一部)	茗荷町432の一部、434の一部、435の一部、436の一部、437の一部

一部、438の一部、598から609まで、610の一部、613の一部、614の一部、615の一部、616の一部、617の一部、629の一部、630の一部、631の一部、632の1、632の2、648の一部、649の一部、650から657まで、658の一部、659の一部、660の一部、661の一部、663の一部、664の一部、665の一部、666の一部、667、668の1の一部、668の2の一部、1469から1473まで及び1474の一部並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部

別図1及び別図2省略

(平成20年2月5日掲示済)

奈良市告示第61号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年2月6日

奈良市長 藤原昭

次のように省略

(平成20年2月6日掲示済)

奈良市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年2月6日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
Mキッズクリニック	奈良市西登美ヶ丘二丁目11-12	平成20年2月6日
かとう眼科クリニック	奈良市右京一丁目3-4サンタウンすずらん館1F	平成20年2月1日
サン薬局紀寺店	奈良市紀寺町675-1	平成20年2月1日

(平成20年2月6日掲示済)

奈良市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月6日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
薬局セブンスター マシー 新大宮店	奈良市大宮町六丁目9-6 新大宮ハイツ1階	平成19年 12月31日

(平成20年2月6日掲示済)

奈良市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月6日

奈良市長 藤原昭

	名称	所在地	変更新年月日
旧	医療法人拓生会訪問 看護ステーションサ クライ	奈良市今小路町4	平成19年 11月17日
新	医療法人拓生会訪問 看護ステーションサ クライ	奈良市三碓町2143 -1	

(平成20年2月6日掲示済)

奈良市告示第65号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月7日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年2月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年2月7日掲示済)

奈良市告示第66号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年2月7日

奈良市長 藤原昭

1 処分の根拠	19日、同月20日及び同月28日 (平成20年2月7日掲示済)
2 処分対象自転車等の保管場所	奈良市告示第67号
奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
3 処分年月日	平成20年2月8日
平成20年2月21日	奈良市長 藤原昭
4 処分対象自転車等の移動年月日	平成19年11月1日、同月2日、同月5日から同月7日まで、同月9日、同月13日、同月14日、同月16日、同月

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	
名称	所在地			
開設者				
名称		主たる事務所の所在地		
アクティブライフ中町俱楽部	奈良市中町5014	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防 認知症対応型通所介護	平成18年4月1日 平成18年4月1日	
株式会社 アクティブライフ	大阪府大阪市中央区備後町三丁目6-14			
デイホーム・「桜」	奈良市鳥見町二丁目22-3	地域密着型介護予防 認知症対応型通所介護	平成18年4月1日	
有限会社 ナイスケアサポート	奈良市富雄北二丁目8-15			
カームネススマイル	奈良市朱雀五丁目20-6 ガーデンハイツシティ201	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成20年2月1日 平成20年2月1日	
株式会社 カームネスマイル	奈良県奈良市中山町1706-1 グレースプラザC202			
サン薬局紀寺店	奈良市紀寺町675-1	居宅 居宅療養管理指導	平成20年2月1日	
株式会社 関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12			

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月8日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日	
名称	所在地			
開設者				
名称		主たる事務所の所在地		
吉田病院訪問看護ステーションほほえみポート	奈良市三碓二丁目1-6 リコー第二ビル4階	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年4月30日	
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1			

奈良市公報

平成20年3月1日
(土曜日)

第230号

万葉苑まほろばデイサービスセンター	奈良市川上町875-1	居宅 通所介護	平成18年3月31日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		
伏見診療所	奈良市西大寺赤田町一丁目4-6	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年7月21日
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		
医療法人平和会とみお診療所	奈良市三碓二丁目1-6	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年10月31日
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		
アクティブライト中町俱楽部	奈良市中町5014	居宅 通所介護	平成18年3月31日
株式会社アクティブライト	大阪府大阪市中央区備後町三丁目6-14		
デイホーム・「桜」	奈良市鳥見町二丁目22-3	居宅 通所介護	平成18年3月31日
有限会社ナイスケアサポート	奈良市富雄北二丁目8-15		

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月8日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護	平成18年3月31日
名称	主たる事務所の所在地		
デイハウス八重桜	奈良市高天市町22-1		
有限会社 デイサービス八重桜	奈良市高天市町22-1		

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月8日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

医療法人吉田病院訪問看護ステーションわかば	奈良市あやめ池南四丁目1-67	居宅 訪問看護 居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成15年4月1日 平成15年4月1日
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		
医療法人拓生会訪問看護ステーションサクライ	奈良市今小路町4	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年3月31日
医療法人拓生会	奈良市今小路町2		
伏見診療所	奈良市西大寺赤田町一丁目4-6	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年12月8日 平成19年12月8日
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年2月8日

奈良市長 藤原昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人拓生会訪問看護ステーションサクライ	奈良市今小路町4	医療法人拓生会	
新	医療法人拓生会訪問看護ステーションサクライ	奈良市三碓町2143-1	医療法人拓生会	平成19年11月17日

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市告示第72号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月8日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年2月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年2月12日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年2月12日掲示済)

奈良市告示第74号

市有財産の公売（平成20年奈良市告示第51号）の一部を次のとおり訂正します。

平成20年2月13日

奈良市長 藤原昭

1 公売物件の部分中4号物件を削る。

(平成20年2月13日掲示済)

奈良市告示第73号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月12日

奈良市告示第75号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成20年2月13日

- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年2月13日掲示済)

奈良市告示第76号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年2月14日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年2月14日掲示済)

奈良市告示第77号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年2月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱（平成17年奈良市告示第503号）の一部を次のように改正する。

第2条中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項又は奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年奈良市条例第22号）第2条第1項に規定する者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条に規定する被保険者（法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）」に改める。

第3条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）、老人保健法」を「法」に改める。

第4条第2項中「老人健康手帳」を「後期高齢者医療被保険者証」に、「母子医療証」を「母子医療費受給資格証」に改める。

別記第1号様式中

受給者番号

を

受給者番号

に、「を承

諾」を「及び高額医療費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾」に、「4 老人保健加入」を「4 後期高齢者医療制度加入」に、

加入医療保険

記号		番号	
被保険者		受給者	
氏名		との続柄	
被保険者住所			
保険者番号			
保険者の名称			
資格認定年月日		年月日	

後期高齢者医療

保険者番号					
被保険者番号					
保険者の名稱	後期高齢者医療広域連合				
資格取得年月日	年月日				

改める。

別記第2号様式中

老人保健法医療受給者番号

を

後期高齢者医療被保険者番号

に、

3 加入医療 保険変更	新	記号		番号	
		被保険者氏名			受給者との続柄
	旧	保険者番号	保険の名称		
保険の名称					

を

3 加入医療 保険変更	新	保険者番号		保険者の名称	
		保険者の名称			

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成20年2月14日掲示済)

奈良市告示第78号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年2月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年2月15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年2月15日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第1号

奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月1日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程（平成10年奈良市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年2月1日掲示済)

奈良市水道局告示第4号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年2月1日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内朱雀一丁目地内他3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定期格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年2月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年2月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年2月1日掲示済）

奈良市水道局告示第5号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年2月6日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
有限会社ニッカン	代表取締役濱口福三郎	奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号	平成20年1月23日

（平成20年2月6日掲示済）

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年2月13日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
グロウ開発	荒木光成	奈良市法華寺町1065番地	平成20年2月1日

（平成20年2月13日掲示済）

奈良市水道局告示第7号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年2月15日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内平松一丁目地内他1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証

金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年2月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年2月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

（平成20年2月15日掲示済）

消防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全職員

奈良市消防音楽隊規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月1日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防音楽隊規程の一部を改正する訓令

奈良市消防音楽隊規程（昭和61年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「隊長」の次に「、副隊長」を加える。

第3条の見出し中「隊長」を「隊長等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 副隊長は、音楽隊員のうちから消防局長（以下「局長」）

という。)が指名する。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条第1項中「消防局長(以下「局長」という。)」を「局長」に改め、同条第2項中「当たり、隊長に事故があるときは、その職務を代理する」を「当たる」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 隊員は派遣日に欠席しようとするときは、消防音楽隊派遣演奏欠席願(別記第3号様式)によりあらかじめ所属長及び音楽隊長の承認を得なければならない。

第9条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

3 隊員は、消防音楽隊勤務日誌(別記第5号様式)にその勤務状況を記録し、隊長に報告しなければならない。

別表の図そで章の部分中「(隊長)」を「(隊長・副隊長)」に改める。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第8条関係)

消防音楽隊派遣演奏欠席願

年 月 日

消防音楽隊長

所 属
担当楽器
氏 名 印

消防音楽隊派遣演奏を下記の理由によって欠席したいので承認願います。

1 派遣演奏日 年 月 日

2 行事名

所属長印

3 欠席理由

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式(第9条関係)

消防音楽隊勤務日誌

年　　月　　日 ()			記入者		
欠席者	名				
訓練	分類	合奏・マーチング・その他()			
	場所				
	練習曲				
派遣演奏	分類	式典・パレード・室内演奏・屋外演奏			
	場所				
	行事				
	主催				
	時間	時　　分	～	時　　分	
	対象			聴衆	人
記事					
		決裁欄	樂長	副隊長	隊長

附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。
(平成20年2月1日掲示済)

教育委員会

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月7日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（昭和60年奈良市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2通」の次に「又はこれらの様式に準じるものとして教育委員会が別に定める申請書」を加え、同条第3項中「第3号まで」を「第4号まで」に改め、同項第2号中「庭球場」の次に「（奈良市南部生涯スポーツセンターを除く。）」を、「球技場」の次に「（奈良市中ノ川球技場、奈良市奈良阪球技場又は奈良市南部生涯スポーツセンターを除く。）」を加え、「ゲートボール場又は多目的コート」を「又はゲートボール場」に改め、同項第3号中「次号」の次に「及び第5号」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館又は奈良市西部生涯スポーツセンター体育館を部分使用する場合（次号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の3月前から7日前までの間

第4条第1項中「1通」を「の1通又は教育委員会が別に定める書面」に改める。

第5条中「申請書」を「申請書等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月10日から施行する。
(平成20年2月7日掲示済)

奈良市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月15日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則（平成10年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成9年奈良市条例第34号）」を「（平成19年奈良市条例第45号）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年2月15日掲示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第1号**

平成20年1月1日現在で調整した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成20年2月23日から平成20年3月8日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年2月8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成20年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年3月3日から平成20年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年2月8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年2月8日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年3月3日から平成20年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年2月8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年2月8日掲示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第3号**

奈良市農業委員会平成20年2月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会會議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年2月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

1 日時

平成20年2月14日(木) 午前9時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせんについて
- (9) 許可申請・届出の取下げについて
- (10) 知事許可について(1月許可分)
- (11) 非農地証明について(1月分)

(平成20年2月7日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。